

住民税均等割のみ課税世帯給付金 (10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を支援するための給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

町が確認書または申請書を受理した日から
1か月程度が目安です。※不備等がない場合

支給対象と手続き

■支給対象となる世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で大磯町に住民登録がある世帯で、

- 世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯
または

- 住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

※世帯全員が令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯は給付の対象外です。

令和5年1月1日以前から世帯の
全ての方が現住所にお住いの場合

- 令和5年1月2日以降に転入
または
- 世帯構成に変更等があった場合

同封の「**確認書**」の内容を
ご確認ください

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請書配布先：大磯町福祉部福祉課窓口
※町ホームページからもダウンロード可

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

■「確認書」の次の事項について、ご確認ください。

【共通】

- ①注意事項の記載内容を確認する。
- ②記載内容に相違がなければ、「世帯主氏名」「確認日」「連絡先電話番号」を記入する。



【該当する方のみ】

- 確認書の上の方に記載されている『支給口座』とは異なる口座への振込みを希望する場合や、『支給口座』欄が空欄の場合
 - ①『受取口座記入欄』に希望する口座情報を記入する。
 - ②次の書類を確認書に同封
 - ・『金融機関名』『口座番号』『口座名義人(カナ)』が分かる通帳やキャッシュカードの写し
 - ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写し
- 代理人による確認・受給を行う場合
上記①、②に加え、代理人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写しを確認書に同封



返信用封筒にて、令和6年8月9日(金)（消印有効）までに大磯町へご返送ください。

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に直接または郵送で**令和6年8月9日(金)（消印有効）までに**提出してください。

！ 記入した内容や添付書類に漏れがないかご確認ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！



自宅や職場などに自治体（神奈川県・町）や国職員、警察、銀行職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの交番、大磯警察署または警察相談専用電話にご連絡ください。

【大磯警察署】0463-72-0110

【警察相談専用電話】#9110

【問合せ先】

大磯町 町民福祉部 福祉課 地域福祉係

場所：町保健センター1階（大磯町役場横の建物）

TEL：0463-61-4100（内線303,314） FAX：0463-61-6002

受付時間：8:30～17:15（土日祝日を除く）